

犯罪被害者等基本計画案試案 (第8回検討会用事務局案)

〔策定の目的(計画期間を含む。)・基本方針・重点課題〕

内閣府犯罪被害者等施策推進室

犯罪被害者等基本計画策定の目的

1. 犯罪被害者等の置かれている状況

治安を守り、犯罪等を撲滅するため、我が国においても様々な取組がなされているが、犯罪等は跡を絶たず、人が被害者となった刑法犯の認知件数(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷及び業務上過失致死傷を含む。)は、平成15年で326万3574件である^{*1}。毎年これだけの認知件数があるということは、一生の間犯罪被害者等とならずに過ごすことのほうが困難であるといえよう。犯罪被害者等に係る諸問題は、国民全体が考えていくべきものであるが、犯罪被害者等が受ける被害の実相についての理解は十分ではない。犯罪被害者等は社会の例外的な存在であって、自分たちとは関係がないという誤った認識や、犯罪被害者等は、特別に公的に守られ、尊重され、加害者からの弁償に加えて十分な支援が受けられることで容易に被害から回復できているという誤解もある。こうした認識の誤りもあり、犯罪被害者等に対する支援についての社会の関心は高いとはいえない。

しかしながら、犯罪被害者等は、国民の誰もが犯罪被害者等となり得る現実の中で、思いがけず犯罪被害者等となったものであり、我々の隣人であり、我々自身でもある。犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負うとともに、再被害の不安にさいなまれる。犯罪等によってゆがめられた正義と秩序を回復するための捜査・公判等の過程で、犯罪被害者等は負担を負い、時には配慮に欠けた対応による新たな精神的被害を受けたり、名誉感情を傷つけられながら、自らの正義の回復に期待してこれに耐えていく。しかし、望む限りの情報が得られるわけではなく、かけがえのないものを奪った犯罪等の真実を必ずしも知ることができず、望むような関与もできず、疎外感・無力感に苦しむことが少なくない。さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しむことも少なくなく、支援を行う各機関の担当者からさえ心無い言動を受けることもある。このように、犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされ、さらには、犯罪等による直接的被害にとどまらず、その後も副次

*1 法務省法務総合研究所編『犯罪白書(平成16年版)』 国立印刷局、2004年による。

的な被害に苦しめられることが少なくなかったのである（犯罪被害者等基本法前文）。

2．犯罪被害者等のための施策における犯罪被害者等基本計画の位置付け

もとより、我が国においても、犯罪被害者等のための施策は行われてきた。戦後について概観すれば、昭和20年代に、当初は、どちらかといえば治安対策や交通政策に位置付けられて始まり、その後、昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法の成立に見られるような、いわば純然たる犯罪被害者等のための施策が展開されるようになった。平成に入ってから、各府省庁において、相談、情報提供、精神的ケア等の総合的な支援や刑事に関する手続への参加の機会の拡充のための施策が講じられるようになるとともに、内閣に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置され（平成11年）、密接な連携が図られるようになった。また、民間の支援活動については、昭和40年代に今日的な活動の嚆矢が見られ、平成に入ってから、様々な民間団体による活動が全国的に展開されるようになった。

こうした取組が、相当の成果を上げる一方で、各府省庁単位での取組は一定の壁に突き当たった感も生じる中、それでも依然として犯罪被害者等の置かれた状況には深刻なものがあり、国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性の高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな第一歩を踏み出す必要があった（犯罪被害者等基本法前文）。もとより、犯罪被害者等に係る問題の根源的な解決策は、犯罪等を撲滅することであり、犯罪等を抑止する取組を着実に実施していくことが重要であることはいうまでもないが、依然として犯罪等が跡を絶たず、多くの犯罪被害者等が困難に直面し、苦しんでいる現実に対し、犯罪被害者等の視点に立ち、一日も早くその心身が回復され、平穏な生活に戻ることができるよう、犯罪被害者等のための施策を新たな段階に進める必要があったのである。

そこで、平成16年12月、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策に府省庁横断的に取り組み、総合的かつ計画的に推進していく基本構想を示した「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）が、制定され、平成17年4月に施行された。そして、政府は、基本法にのっとり、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画（以下本文中においては「基本計画」という。）を策定することとされた。

基本法が犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本構想を示すものであり、犯罪被害者等の視点に立って施策を展開していく過程の第一段階として位置付けられるならば、基本計画は、第二段階として、今後一定の期間内に構築すべき施策体系の具体的設計図と工程を示すものであり、個別具体的な施策の着実な実施を図っていくためのものである。したがって、基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な要望に立脚し、できる限りのことをするものでなければならないとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の未来像を結ぶことのできるものでなければならない。

3 . 犯罪被害者等基本計画の策定方針

犯罪被害者等のための施策を展開していく過程の第一段階である基本法は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るために必要な基本的施策を条文化したものであり、第二段階としてこれらを施策体系として具体化する基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者からの要望を基に、これらをいかに満たしていくかという視点で検討され、策定されるべきである。

こうした考えに立ち、基本計画の検討に当たっては、まず、犯罪被害者等及びその支援に携わる者からの要望を広く把握し、それら一つ一つについて、どのような施策が可能かを検討した。検討の基本的な方針としては、犯罪被害者等のために有用でないもの、公共の福祉の理念に反するもの、あるいはより有用な代替的手段があるもの、のいずれかに該当するものでない限り、当該施策を基本計画に盛り込むこととした。また、個々の施策の中には、種々の問題点や危惧が指摘され、慎重に検討していく必要のあるものも少なくないが、柔軟な発想で、現行制度にとらわれることなく問題点や危惧に対処し、要望を可能な限り満たすとともに、幅広い支持が得られ、真の実効性を持って安定した形で運用されるよう、バランスの取れた施策体系の構築を目指すこととした。

なお、基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法における定義のとおり、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響及ぼす行為）により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。当然ながら、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきである。

4 . 計画期間

基本計画に盛り込まれた個々の施策については、実施可能なものは速やかに実施することとする一方、検討を要するものについては、検討の方向性を明示し、原則1年以内に、大きな制度改正又は財源の確保を必要とするものは2年以内（例外的に3年以内とするものもある。）に結論を出し、その結論に従った施策を実施することを方針とし、明確な期限の設定と方向性の明示により、検討を要するものについてもできる限り迅速な施策の実施を目指した。

他方、基本計画は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために作成されるものであり、今後一定の期間内に構築すべき施策体系の具体的設計図として位置付けられるものであることにかんがみれば、基本計画全体についての明確な計画期間を設定し、個々の施策をその計画期間中に展開すべき施策体系として統合し、それらを貫く基本方針や重点課題としての意味付けを行うべきである。その期間の長さについては、施策体系ができ上がり、その目指す機能が有機的に発揮されることを担保するだけの期間を確保する必要がある一方で、一定の期間で区切ることによって、施策の進捗状況を含め、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえた適切な見直しを担保する必要がある。

こうした観点から、計画期間は、本基本計画の閣議決定時から平成22年度末までの約5か年とする。

基本方針

基本方針は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図るという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものである。

基本法は、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる3つの「基本理念」を掲げている。施策の実施者が目指すべき方向・視点は、この3つの基本理念を踏まえて設定されるべきである。また、基本法は、国民の配慮と協力を責務と定めている。犯罪被害者等は、社会において理解され、配慮され、支えられることが必要であり、すべての施策の基盤として、国民の総意が犯罪被害者等のための施策に向けて形成されることも施策の実施者において目指すべき方向・視点とされるべきである。

そこで、以下の4つの基本方針を設定する。

[4つの基本方針]

尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

基本法第3条第1項は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定している。

犯罪被害者等は、国民の誰もが犯罪被害者等となり得る現実の中で、思いがけず犯罪被害者等となったものであり、我々の隣人であり、我々自身でもある。その尊厳は、当然のこととして尊重されなくてはならない。しかし、犯罪被害者等は、その被害の実相を理解されず、例外視され、被害の責任があるかのように誤解されるなどして、必要な支援を十分に受けられなかったり、刑事手続など様々な場面で無理解な対応をされたり、周囲の好奇の目にさらされ、中傷され、あるいは、軽視されたり無視されるなど、疎外され孤立することが少なくない。そうした疎外感・孤立感から、犯罪被害者等の中には、加害者に対する一面手厚い対応に比べ、犯罪被害者等は不公平に軽んぜられているという思いが強くある。

犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものである。施策の実施者は、犯罪被害者等はその尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え、施策を実施していかなくてはならない。

個々の事情に応じて適切に行われること

基本法第3条第2項は、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等が受ける被害の状況については、生命・身体・精神・財産に対する被害として様々な内容があり、被害の原因や犯罪被害者等が置かれている状況にも実に様々なものがある。また、時間の経過とともに、犯罪被害者等が直面する問題も種々に変化する。そうした差異に着目せず犯罪被害者等のための施策を一律に講じても、当該犯罪被害者等が直面している困難に対して意味のないものとなったり、時には、かえって負担を増す結果ともなる。

犯罪被害者等のための施策は、個々の犯罪被害者等が直面している困難を打開し、その権利利益の保護を図るために行うものである。施策の実施者は、

個々の犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分に留意しながら、個々の事情に応じて適切に施策を実施していかなければならない。

途切れることなく行われること

基本法第3条第3項は、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等は、犯罪等により、それまで享受していた平穏な生活が破壊され、本来有している能力も阻害され、自らの力だけでは回復困難な状況に陥る。そうであっても、犯罪被害者等は、自らが直面する様々な困難に立ち向かい、それらを乗り越えていかななければならないが、深刻な被害の影響により、平穏な生活を回復するまでには長期間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、それに伴い、必要とされる支援内容も変化する。

こうした事情がある中で、適応される制度や担当する機関等が様々に替わることや地理的な制約等により、制度や組織の継ぎ目に陥り、必要な支援等が途切れることがある。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面するその時々々の困難を打開することにだけ注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行うべきものである。施策の実施者は、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって当該犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していかなければならない。

国民の総意を形成しながら展開されること

基本法第6条は、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない」と規定している。

犯罪被害者等は、社会において平穏な生活を享受する権利を有しており、そうした生活を回復することが犯罪被害者等のための施策の目標である。しかし、犯罪被害者等は、社会において、ともすればその被害の深刻さ、回復の困難さを十分に理解されることなく、軽視・無視され、他方で、好奇の目にさらされたり、被害の責任があるかのように誤解され、中傷されるなど、

疎外され、孤立し、その苦しみを増幅させられることが少なくない。そうした状況から逃れるために、犯罪被害者等であることを隠して生活をしていかざるを得ないこともあると指摘されている。

犯罪被害者等は思いがけず犯罪被害者等となったものであり、我々の隣人であり、我々自身でもある。国民一人一人が犯罪被害者等のことをよく理解し、配慮し、尊厳を尊重して支えることが健全な社会の証である。犯罪被害者等の居場所は、我々の隣に、地域社会の中にあるのであって、そこで支えるのでなくては、犯罪被害者等の平穏な生活は還らない。また、国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている中、犯罪被害者等に対する社会の支援は、犯罪等に対する拒否の強いアピールとなって安全で安心な社会づくりの基盤ともなるものである。

したがって、犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることなく、共に地域で生きていけるよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持って実施されなくてはならない。同時に、国民の総意が形成されるよう、犯罪被害者等のための施策の策定・実施は、国民からの信頼を損なわないように適切に行われる必要がある。

重点課題

基本計画は、**3**で述べたように犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な要望を基に策定されるものであるが、広範囲・多岐にわたるそれらの要望を総覧し整理する中で、大局的な課題として浮かび上がってくるものとして、以下に掲げる5つの課題を指摘できる。これらの課題は、関係府省庁がそれぞれに対応していくのみならず、各府省庁が、有機的な施策体系の一部を担っているという意識の下で横断的に取り組んでいく必要のあるものである。各府省庁は、個々の施策の実施に当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識し、各課題ごとに府省庁横断的かつ総合的な施策の推進・展開が図られるよう努める必要があり、それによって、一層効果的な取り組みが可能となるものである。

[5つの重点課題]

損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わ

され、財産を奪われる。そうした損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶などにより、被害者本人はもとより、遺族や家族についても、経済的に困窮することが少なくない。また、犯罪被害者等は、自宅が事件現場になったことで居住ができなくなったり、加害者から逃れるために住居を移す必要が生じたりするが、経済的困窮などともあいまって、新たな住居の確保に困難を伴う場合が少なくない。さらに、犯罪等による被害の実相や刑事手続等による負担に対する無理解等により、雇用の維持に困難を来すことも少なくない。犯罪被害者等が直面するこうした経済的困難は、それ自体重大であるだけでなく、身体的・精神的被害の回復に悪影響を与えたり、刑事手続への十分な関与の障害ともなるなど、他の重点課題とも密接に関係する面がある。

もとより、犯罪等による被害については、その被害が加害者の犯罪行為等によるものであることからすれば、加害者に対する損害賠償の請求により被害の回復を図ることは当然であるが、犯罪等により身体的・精神的に大きな負担を負っている犯罪被害者等にとって、更に大きな負担となったり、民事訴訟遂行上様々な困難を生じたり、さらには、加害者の賠償能力が欠如していることもあり、実効的な賠償を期待できないことがむしろ多いと指摘されている。また、国等による積極的な救済制度についても、現行の制度では、犯罪被害者等が直面する経済的困難全体から見ると不十分であると指摘されている。こうした点に関し、犯罪被害者等からは、加害者に対しては多額の国費を投入して更生や社会復帰に向けた様々な施策が行われているのに比べ、犯罪被害者等に対する国からの直接の援助は極めて乏しいとの批判もある。

このような犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開するため、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取組を行わなければならない。

重点課題のうち、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」及び「刑事手続への関与拡充への取組」の説明については、第9回検討会で、「支援等のための体制整備への取組」及び「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」の説明については、第10回検討会で、それぞれ提示し、御議論いただく予定。

犯罪被害者等基本計画案試案 (第8回検討会用事務局案)

〔推進体制・第1 損害回復・経済的支援等への取組〕

内閣府犯罪被害者等施策推進室

推進体制

政府においては、基本方針及び重点課題を基礎としながら、犯罪被害者等からの要望等を踏まえ諸施策を展開していくことが重要であることは言うまでもないが、犯罪被害者等のための施策が全体として効果的・効率的に行われるためには、「施策の推進」という視点が重要である。基本法第8条においても、基本計画には、同条第2項第1号が掲げる政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱等のほか、同項第2号に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとされている。また、犯罪被害者等のための施策は、相互に密接に関連しており、その効果的・効率的な実施を図るためには、犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けつつ、犯罪被害者等のための施策全体の中における位置付けを認識し、省庁間の連携を十分にとり、施策相互の実施状況を照らし合わせながら企画立案を行ったり、複数の施策を調和的に実行していくことが必要である。

連携協力については、総論として、基本法第7条に定められており、施策の策定・実施に関する犯罪被害者等の意見の反映等については、基本法第23条に規定されているところ、これらについて、具体的な措置を、より明確にしていく必要がある。また、施策の実施の推進及び実施状況の検証・評価・監視は、犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務であり、これについても、基本法の要請や犯罪被害者等の要望を踏まえ、適切に行っていく必要がある。

[基本法から導き出される事項]

基本法第7条からは、国として施策の推進に~~関して講ずべき措置~~必要な事項として、

国の行政機関相互の連携・協力

地方公共団体との連携・協力

その他様々な関係機関・関係者との連携・協力

が掲げられ、また、基本法第23条からは、国として施策の策定及び実施において~~配慮すべき~~踏まえるべき事項として、

犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

施策策定過程の透明性の確保

が求められている。

さらには、犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連して、

施策の実施状況の検証・評価・監視

フォローアップの実施
基本計画の必要な見直し

が求められる。

[今後講じていく施策]

- (1) 国の行政機関相互の連携・協力
 - ア 犯罪被害者等施策推進会議を活用し、関係府省庁間で重要事項の審議、施策の実施等を行っていく。
 - イ 犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議（平成17年4月1日関係府省庁等申合せ）を活用し、関係府省庁等の間での随時の連絡調整等を行っていく。
 - ウ 犯罪被害者等施策推進会議及び内閣府において、他の政策に係る中長期的方針等に基づく各種施策と連携した犯罪被害者等のための施策の総合的な推進を図る。
- (2) 地方公共団体との連携・協力
 - ア 内閣府において、地方公共団体のうち、知事部局における犯罪被害者等施策の窓口が未整理であるものに対しては、窓口となる部局及び体制を確認する。
 - イ 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議等を活用し、地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら施策を推進できるよう、各地方公共団体における窓口部局との間との情報共有等を図る。
 - ウ 内閣府において、構造改革特別区域制度の活用を通じた地方公共団体における犯罪被害者等施策の可能性について周知を図る。
- (3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
 - ア 行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を講ずる。
 - イ 内閣府において、犯罪被害者団体同士の情報交換に資する観点から、「犯罪被害者団体等専用ポータルサイト」の構築・活用を図り、その犯罪被害者団体等への周知を行う。
- (4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
 - ア 内閣府において、関係省庁からの参加を得て、様々な犯罪被害者団体等から、意見を定期的に聴取する機会を設ける。
 - イ 内閣府において、犯罪被害者団体等の意見を、上記の機会のほか、様々な媒体により、随時受け付ける。
 - ウ 犯罪被害者団体等から聴取した意見について、適切に施策に反映さ

せるよう努める。

(5) 施策策定過程の透明性の確保

ア 情報公開法行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨に照らし、情報公開を行っていく。

イ 犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の施策情報について、迅速な公開に努める。

ウ 内閣府において、「犯罪被害者等施策」のホームページを、犯罪被害者等のための施策に関する情報提供窓口として適切に運用する。

(6) 施策の実施状況の検証・評価・監視

ア 犯罪被害者等施策推進会議において、施策の有効性についての検証を行い、効果的かつ適切な施策を実施するさせる。

イ 犯罪被害者等施策推進会議において、基本計画の作成・推進による効果についての評価を実施し、その結果を基本計画及び個別施策の改定・見直し等に反映させる。

ウ 犯罪被害者等施策推進会議において、施策の検討・決定・施行の状況について、適時適切に監視を行う。

(7) フォローアップの実施

内閣府において、定期的に施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、犯罪被害者等施策推進会議の行う施策の実施状況の監視の取組と連携し、~~定期的に施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき~~、施策の実施の推進を図る。また、内閣府において、点検結果について、年次報告等を通じて公表する。

(8) 基本計画の必要な見直し

犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や犯罪被害者等施策の実施の進捗状況等を踏まえて、必要に応じ、基本法第8条第5項の規定に基づき、犯罪被害者等基本計画を見直す。

各府省庁が個別具体の犯罪被害者等のための施策を実施するに当たって留意すべきものを定めたものについては、関係府省庁すべてが留意すべき事項であり、したがって府省庁名を付していない。

一方、基本計画に基づく施策の推進を図る内閣府並びに施策の実施の推進及び施策の実施状況の検証・評価・監視を行う犯罪被害者等施策推進会議については、当該所掌事務に基づき、担当機関名を付している。

重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援を行うことが必要であり、基本法は、第12条において「損害賠償の請求についての援助等」、第13条において「給付金の支給に係る制度の充実等」、第16条において「居住の安定」、第17条において「雇用の安定」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

[現状認識]

多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な身体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被り、経済的に困窮する。その損害の金銭的回復は、犯罪被害者等が自ら行う加害者の不法行為を原因とする損害賠償の請求にかかっている。また、損害賠償の請求は、犯罪被害者等にとって犯罪等による被害の金銭的回復を図るためのものというだけでなく、当該犯罪等に係る事件の全容を把握し、犯罪被害者等の名誉を回復するとともに、加害者に謝罪や反省を求める機会としての重要な意味を有している。

しかしながら、多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、の更なるかかわりを忌避し、あるいは恐れること、加害者の賠償能力が欠如していること、高い費用がかかること、多くの時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、証拠が不足していること、加害者の所在等の情報が不足していることなどの理由により、損害賠償の請求を躊躇することが少なくなく、犯罪等によって傷つき疲弊している精神に更なる負担を与えることにもなる。また、訴訟になると、高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していることなど、犯罪被害者等は、損害賠償を請求する上で多くの困難に直面する。そのため、損害賠償の請求を躊躇する犯罪被害者等も少なくない。そして、そのような困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けても、加害者に賠償能力が欠如していたり、賠償を殊更拒まれ執行に困難を来たすなど、損害回復の目的を果たせないことがむしろ通例であって、現在の損害賠償制度が犯罪被害者等のために十分に機能

しているとは言い難いとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第12条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助
- ・ 当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

附帯私訴制度の導入

損害賠償命令制度の導入

損害賠償債務の国による立替払及び求償等

公費による弁護士選任

国による損害賠償請求費用（弁護士費用、刑事記録の謄写の費用、

印紙代等）の補償等

日本司法支援センターの活用

その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等

その他損害賠償請求に関する援助

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

- (1) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

法務省において、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

- (2) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討

損害賠償債務の国による立替払及び求償等については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制

度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

- (3) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討

公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非について、上記(2)記載の検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

- (4) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】(再掲：第3、1.(8)ア)

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。【法務省】(再掲：第4、1.(15)ア及び第3、1.(8)イ)

ウ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。【法務省】(再掲：第4、1.(15)イ及び第3、1.(8)ウ)

エ 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。【法務省】(再掲：第4、1.(15)ウ及び第3、1.(8)エ)

オ 日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知する。【法務省】(再掲：第4、1.(15)エ及び第3、1.(8)オ) 第11条(15)及び第18条(8)にも加える。

- (5) ~~その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等~~公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討と施策の実施

~~ア~~ 法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】(再掲：第3、1.(3))

~~イ~~ ~~刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【法務省】~~ (7)へ移動

~~ウ~~ ~~(財)自賠償保険・共済紛争処理機構における調停、保険会社に対する立入検査、適正な支払いを行うことの指示等により、自賠償保険金の支払いの適正化を図る。【国土交通省】~~ (8)アへ移動

- ~~キ~~ ~~金融庁において、策定中の「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備の状況について検証していく。【金融庁】~~ (8)イへ移動
- ~~ク~~ ~~金融庁において、苦情・相談に寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると考えられる行為については、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】~~ (8)ウへ移動
- ~~カ~~ ~~(財)日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠償保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】~~ (8)エへ移動
- ~~キ~~ ~~ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】~~ (8)オへ移動
- ~~ク~~ ~~刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律における受刑中の者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるように努める。【法務省】~~ (9)へ移動
- (6) ~~その他損害賠償請求に関する援助~~ 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実
- ア ~~損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレットについて、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分な周知を行う。【警察庁・法務省】(再掲：第4、1.(22))~~
- ~~イ~~ ~~暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】~~ (10)へ移動
- イ 法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】(再掲：第4、1.(25))
 第18条(11)イに記載されているものを削除して移動。第11条(25)に再掲。
- (7) 刑事和解等の制度の周知
- ~~イ~~ 法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【法務省】(再掲：第3、1.(12)エ及び(13)ア) (5)イから移動
- (8) 保険金支払いの適正化等

ウア ~~(財)財団法人~~自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払いを行うことの指示等により、自賠責保険金の支払いの適正化を図る。【国土交通省】 (5)ウから移動

キイ 金融庁において、~~策定中の~~「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定)に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備の状況について検証していく。【金融庁】 (5)エから移動

オウ 金融庁において、苦情・相談に寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると考えられる行為については、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】 (5)オから移動

オエ ~~(財)財団法人~~日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】 (5)カから移動

キオ 国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】 (5)キから移動

(9) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当する制度の十分な運用

ク 法務省において、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)における受刑中の者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるように努める。【法務省】 (5)クから移動

(10) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

ク 暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】 (6)イから移動

2. 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

[現状認識]

多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な身体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被る。しかし、犯罪被害者等が、自ら、加害者に損害賠償の請求を行っても、十分な回復を期待できないことが多いといわれている。また、犯罪

被害者等は、犯罪等に遭ったその時点で受ける損害だけでなく、働き手を失ったことによる収入の途絶や長期の療養のための費用負担などにより、遠い将来にわたって、経済的困窮に苦しむことになる者が少なくない。こうした過酷な経済的負担・困窮は、犯罪被害者等の身体的・精神的被害にも悪影響を与え、その回復を困難にするばかりが悪化させることにもなる。~~犯罪被害者等に対する損害のてん補については、加害者による実効的で十分な損害の実効的な賠償をが期待できない場合などには、~~国等による積極的な救済制度が必要とな~~て~~である。現在、国が行っている主な制度としては、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に定められたものがある。また、地方公共団体において、類似の趣旨の制度を設けている例もみられる。しかし、過酷な経済的負担・困窮に苦しむ犯罪被害者等にとっては、

~~犯罪等によって深刻な被害を受けた犯罪被害者等は、収入がなくなったり、長年にわたり療養費の出費に悩まされるなど、将来の生活の見通しも立たない状態に置かれている者が少なくなく、現在の犯罪被害給付制度等では不十分であるとの指摘がある。~~

[基本法が求める基本的施策]

基本法第13条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

犯罪被害給付制度における給付金額の増加、給付対象の拡大、年金方式による支給等制度の充実

罰金を財源とした犯罪被害者等補償制度の創設

医療費、介護費、遺体搬送費、葬儀費用及び通院のための交通費等の補償制度の創設

医療費の無料化

~~その他~~医療保険利用の利便性確保

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

(1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

現行の犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定等運用面の改善を

図る。【警察庁】

(2) 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

警察庁において、犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲及び親族間犯罪の被害に係る支給について、現状よりも拡大する必要があることを前提に、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【警察庁】

(43) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

(34) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【警察庁】

(5) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。【警察庁】

(6) 医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、警察庁の協力を得て、犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

3. 居住の安定（基本法第16条関係）

[現状認識]

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことによって物理的に居住困難な状況になったり、耐え難い精神的な苦痛を受けることで居住ができなくなったり、その他犯罪被害に起因する様々な要因により引越を余儀なくされる者が少なくない。また、配偶者等からの暴力（DV）

のように、保護の観点から自宅以外に居住場所を求める必要のある場合もある。そうした犯罪被害者等にとって、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、安定した新たな居住先の確保が不可欠であるが、しかも、犯罪等による被害によってもたらされた経済的困窮などともあいまって、新たな居住先の確保が困難であるとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第16条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るための施策として、

- ・ 公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

公営住宅への優先入居

犯罪被害者等が被害直後に緊急入所してとりあえずの衣食住の確保や介護が受けられる場所及び生活の立て直しを図るための中期的（3年から5年程度）な居住環境の整備

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずるとともに、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。【国土交通省】

イ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルターへの人身取引被害者の一時保護委託の適正な運用に努める。【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年1

2月24日少子化社会対策会議決定)により、平成21年度までに、虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】(再掲：第2、2.(3)) 第15条(3)に記載しているものを再掲

ウ 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力(DV)被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターによる一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

エ 厚生労働省において、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図るとともに、一時保護から地域における自立した生活へとつなぐステップハウスとしての性格を有するサービスを通ずるなどして、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。【厚生労働省】

オ 児童虐待、配偶者等からの暴力(DV)、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)に関して設置する検討のための会において、必要な調査を行い、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】(再掲：第2、2.(4)) 第15条(4)に記載しているものを再掲。他の書きぶりとは平仄を合わせる。以下、カに同じ。

カ 犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保については、給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)に関して設置する検討のための会において、必要な調査を行い、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

4. 雇用の安定(基本法第17条関係)

[現状認識]

犯罪被害者等が仕事を維持・確保することは、経済的負担の軽減になるだけでなく、精神面における被害の軽減・回復にも重要な意味を有する。犯罪被害者等は、精神的・身体的被害によりやむを得ず従前に比べ仕事の能率が低下したり、対人関係に支障を生じたり、治療のための通

院、裁判への出廷等のために欠勤したりすることになるが、犯罪被害者等が被る身体的・精神的被害の重篤さや、刑事手続等による負担に関する雇用主や職場の知識の欠如・無理解により、仕事をやめざるを得なくなる場合が少なくないとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第17条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等の雇用の安定を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、
事業主等の理解の増進
被害回復のための休暇制度の導入
に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

(1) 事業主等の理解の増進

予 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。

~~(ア)~~ア 母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】

~~(イ)~~イ 公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細やかな相談援助の適正な運用に努める。【厚生労働省】

~~(ウ)~~ウ 公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施に努める。【厚生労働省】

~~(エ)~~エ 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマについて取り上げる。【厚生労働省】

~~(オ)~~オ 公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。【厚生労働省】

(2) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、警察庁及び法務省の協力を得て、犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】